

能登半島（石川県七尾市）

史跡七尾城跡保存活用計画書

能登国守護の能登畠山氏が築いた戦国時代の山城と城下の遺跡を「守り」・「学び」・「楽しみ」ながら、次世代に確実に伝え、現代に活かす。



2018. 3

七尾市教育委員会

能登半島（石川県七尾市）

史跡七尾城跡保存活用計画書

能登国守護の能登畠山氏が築いた戦国時代の山城と城下の遺跡を「守り」・「学び」・「楽しみ」ながら、次世代に確実に伝え、現代に活かす。



2018. 3

七尾市教育委員会

序 文

七尾城跡は、市民が「城山」と呼び親しむ戦国時代の山城で、山麓には現在の市街地に先立つ城下の町並みが形成されていました。

七尾城は、戦国大名の能登畠山氏が大永5年（1525）までに築いたもので、天正5年（1577）に落城するまでの半世紀余りにわたり普請に取り組み、国内でも有数の規模と構造を具えた城郭に築きあげました。また、能登畠山氏滅亡後には、上杉謙信や前田利家などの著名な武将が入城した歴史性もあります。

能登畠山氏は、七尾城の守りを固める一方で、自らも文芸に勤しみ、普及にも努めました。京の文化人と七尾城を中心に繰り広げた文芸活動は、「畠山文化」として華開き、国宝「松林図屏風」を描いた長谷川等伯も素養を磨いたと考えられます。

天正17年（1589）頃には、七尾湊付近の小丸山に拠点が移されて廃城となりますが、七尾城の記憶は受け継がれ、山城と城下の遺構も残されてきています。

七尾城跡の保存活用の取り組みは、昭和9年（1934）の史跡指定から行われています。昭和53年（1978）度には、初めての「保存管理計画」、平成13年度（2001）には能越自動車道が城下を横断したことに伴い2回目となる「保存管理計画」を策定して、追加指定や整備に向けて取り組み、平成27年（2015）度までに中心部が追加指定、公有地化されました。

七尾市教育委員会では、七尾城跡を本市の「たから」として適切に保存管理し、次世代に確実に継承するための指針とする新たな「史跡七尾城跡保存活用計画」の策定を急務の課題と考え、「史跡七尾城跡保存活用計画策定委員会」で検討いただき、このたび取りまとめました。今後は、本計画に基づきながら、保存と活用に関わる取り組みを着実に実施してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご指導、ご助言いただいた保存活用計画策定委員会の委員の皆様、文化庁、石川県教育委員会、地元町会をはじめとする関係機関の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、今後とも七尾城跡の取り組みに、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成30年3月

七尾市教育委員会
教育長 高 絹 子

例 言

1. 本書は、石川県七尾市古府町竹町古屋敷入会大塚他に所在する国指定史跡七尾城跡しせきみな おじょうあとの保存活用計画書である。
2. 史跡七尾城跡保存活用計画策定事業は、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 カ年計画で、計画の策定と航空レーザ測量（S = 1:500）を文化庁及び石川県の補助を受けて実施した。
3. 本計画は、未指定地を含めた七尾城跡と城下の本質的価値を「守り・学び・楽しみながら次世代に確実に伝え、現代社会に活かす」ための方針や方法を策定するもので、策定にあたっては文化庁文化財部記念物課、石川県教育委員会文化財課及び石川県金沢城調査研究所から指導・助言を得た。
4. 本事業は、「史跡七尾城跡保存活用計画策定委員会」の指導のもと、七尾市教育委員会文化課に事務局を置いて実施した。
5. 本書、中扉の地図は、富山県が作成した地図（の一部）を転載したものである。（平 24 情使第 283 号）。また、本書では、七尾城跡東側の河川の名称については、「能州鹿島郡七尾城古図」に基づいて「木落川」と現し、「ケ（キ）オトシガワ」と読むこととする。
6. 本書の執筆は、第 2 章第 3 節第 1 項 1・2・4・5 を国分秀二委員、同第 1 項 3 を野村正純氏、同第 2 項を塚林康治委員、その他を善端直（七尾市教委文化課）が担当し、善端が編集した。

目 次

第 1 章 史跡七尾城跡保存活用計画策定の経緯と目的	1
第 1 節 計画策定の沿革・目的	1
第 1 項 計画策定の沿革	
第 2 項 計画策定の目的	
第 2 節 計画の対象範囲	5
第 3 節 委員会の設置と経過	6
第 4 節 上位計画と関連する個別計画	8
第 1 項 上位計画と関連計画	
第 2 項 関係法令等	
第 5 節 計画の構成と実施	21
第 1 項 計画の構成	
第 2 項 計画の実施	
第 2 章 史跡七尾城跡の概要	22
第 1 節 七尾城跡の概要	22
第 1 項 七尾城跡	
第 2 項 七尾城下	

第2節 指定に至る経緯	30
第1項 史跡指定の状況	
1 指定の経緯	
2 指定の告示	
3 指定の解説	
第2項 追加指定の状況	
1 追加指定の経緯	
2 追加指定の告示	
3 追加指定の解説	
第3節 指定に至る調査成果	37
第1項 自然的環境	
1 植生	
2 動物	
3 地質	
4 地形	
5 近年の崩落の特徴	
第2項 七尾城に関する言い伝え	
第3項 社会的環境	
1 位置・地勢	
2 人口・世帯数	
3 気象・気候	
4 観光（観光資源）	
第4項 周辺の文化財	
第5項 歴史的環境	
1 周辺の遺跡	
2 能登畠山氏と七尾城	
第6項 発掘調査と石垣の分布調査	
1 七尾城跡の発掘調査	
2 七尾城下の発掘調査	
3 石垣調査	
第3章 史跡七尾城跡の本質的価値.....	89
第1節 本質的価値の明示	89
第2節 構成要素の特定	90
第1項 本質的価値を構成する諸要素	
第2項 その他の要素	
第4章 史跡七尾城跡の現状と課題.....	95
第1節 地区区分	95
第2節 保存（保存管理）の現状と課題	99
第3節 活用の現状と課題	101
第4節 整備の現状と課題	103
第5節 運営体制の現状と課題	106

第5章 大綱・基本方針	107
第1節 大綱	107
第2節 基本方針	107
第6章 保存（保存管理）	108
第1節 方向性	108
第2節 方法	108
第1項 日常的な維持管理	
第2項 き損箇所等の把握	
第3項 追加指定と公有地化	
第3節 現状変更の基本方針及び取扱い基準	108
第1項 原則と基本方針	
第2項 取扱基準	
第3項 周辺環境の保存・管理	
第7章 活用	112
第1節 方向性	112
第2節 方法	112
第1項 歴史資産としての活用	
第2項 地域資産としての活用	
第3項 学校教育における活用	
第4項 生涯学習（社会教育）における活用	
第8章 整備	115
第1節 方向性	115
第2節 方法	115
第1項 保存（修理）のための整備	
第2項 活用のための整備	
第3項 実施期間と方法	
第9章 運営・体制の整備	117
第1節 方向性	117
第2節 方法	117
第1項 行政の体制整備	
第2項 市民等との協力体制の整備	
第3項 検討会議等の設置	
第10章 施策の実施計画の策定・実施・経過観察	119
1. 方向性	
2. 方法	
資料編	123

第1章 史跡七尾城跡保存活用計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の沿革・目的

第1項 計画策定の沿革

七尾城跡は、昭和9年（1934）に本丸から三の丸までの中心部が史跡指定され、現在まで保存と活用の取り組みが行われてきている。

史跡指定後の昭和17年（1942）には、現在まで引き継がれている「七尾城まつり」が、地元有志の賛同・協力のもと初めて開催された。また、この時本丸に建つ「七尾城址」の石碑が、松波畠山氏の末裔とされる畠山一清氏によって建立されるなどしたことにより、郷土の歴史遺産として七尾城跡の活用の気運が高揚する。

しかし、たびたび崩落する中心部石垣の状況から、遺構の保護対策の検討・実施が差し迫った課題となっていた。

七尾市では、昭和54年に遺構の保護対策を含めた今後の取り組みの基礎資料とする「七尾城跡地形測量図（1/1,000）」を作成するとともに、「七尾城跡保存管理計画」（以下、旧計画と略す）をはじめて策定して、昭和9年の史跡範囲を明確にするるとともに、追加指定予定範囲と申請時期を示している。

この計画に掲げた昭和54年度中の追加指定申請については、実施に至らなかったが、平成8年には、新たに「国指定史跡七尾城跡整備基本構想」を策定して、七尾城跡の保存管理、調査研究、環境整備方針を示し、実施に向けた取り組みに着手することとした。

しかし、その一方で、平成9年には、城下中央部を東西に横断する国道470号能越自動車道七尾氷見道路（以下、「能越道」と略す）の建設計画が発表されたことにより、これまでの計画の大幅な見直しに迫られた。

市では、七尾城跡の保護について、文化庁や県、専門家と繰り返し協議しながら、能越自動車道（七尾氷見線）の建設を見据えた「史跡七尾城跡保存管理計画」を平成13年度に新たに策定し、この計画に基づいた取り組みを実施してきている。

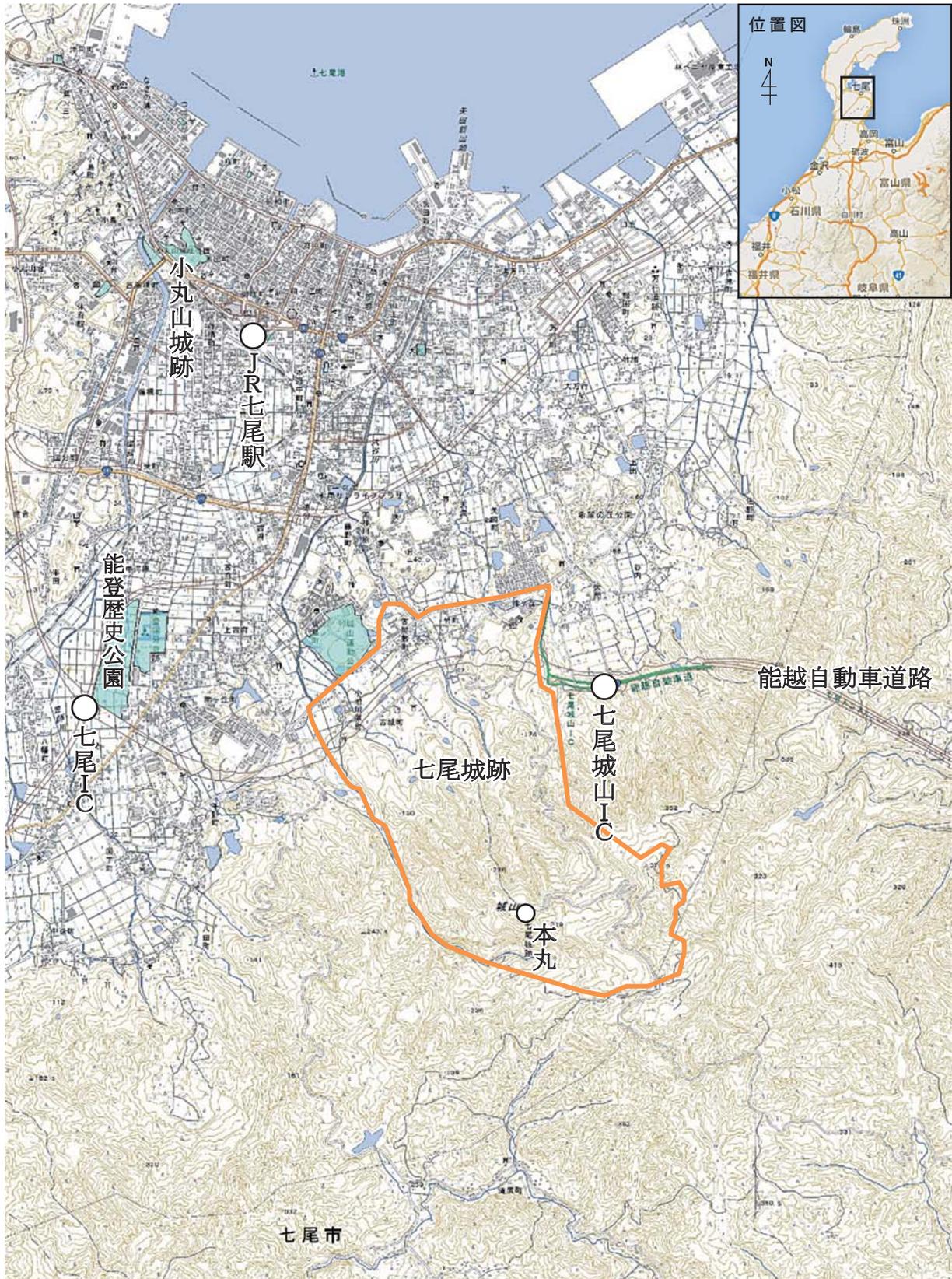
平成27年度までには、保護対策が課題とされる石垣の現況調査を完了するとともに、中心部の追加指定や本丸から二の丸一帯の公有地化も完了したことから、史跡整備の実施も見据えた保存活用事業の実施に向けた条件が整ってきた。

こうした取り組み成果が得られてきたことと並行して、北陸新幹線金沢開業や能越道七尾IC開通などの交通アクセスが向上したことなどによって、来城者が大幅に増えたことなど、史跡七尾城跡を取り巻く社会的環境が大きく変化した。

市においても七尾城跡の保存活用は、これまでの記述の通り長年にわたる取り組むべき課題であったことから、事業の実施に向けて文化庁や県との協議を重ねた結果、従来の保存管理計画を基に、社会的ニーズが高まっている活用に向けた保存整備等を視野に見据えた「史跡七尾城跡保存活用計画」を新たに策定することとした。



自然崩落した石垣（本丸北、昭和33年）



(「七尾市都市計画図其の2 (1/25,000)を修正・加筆)



図1 七尾城跡位置図

計画策定までの主な沿革

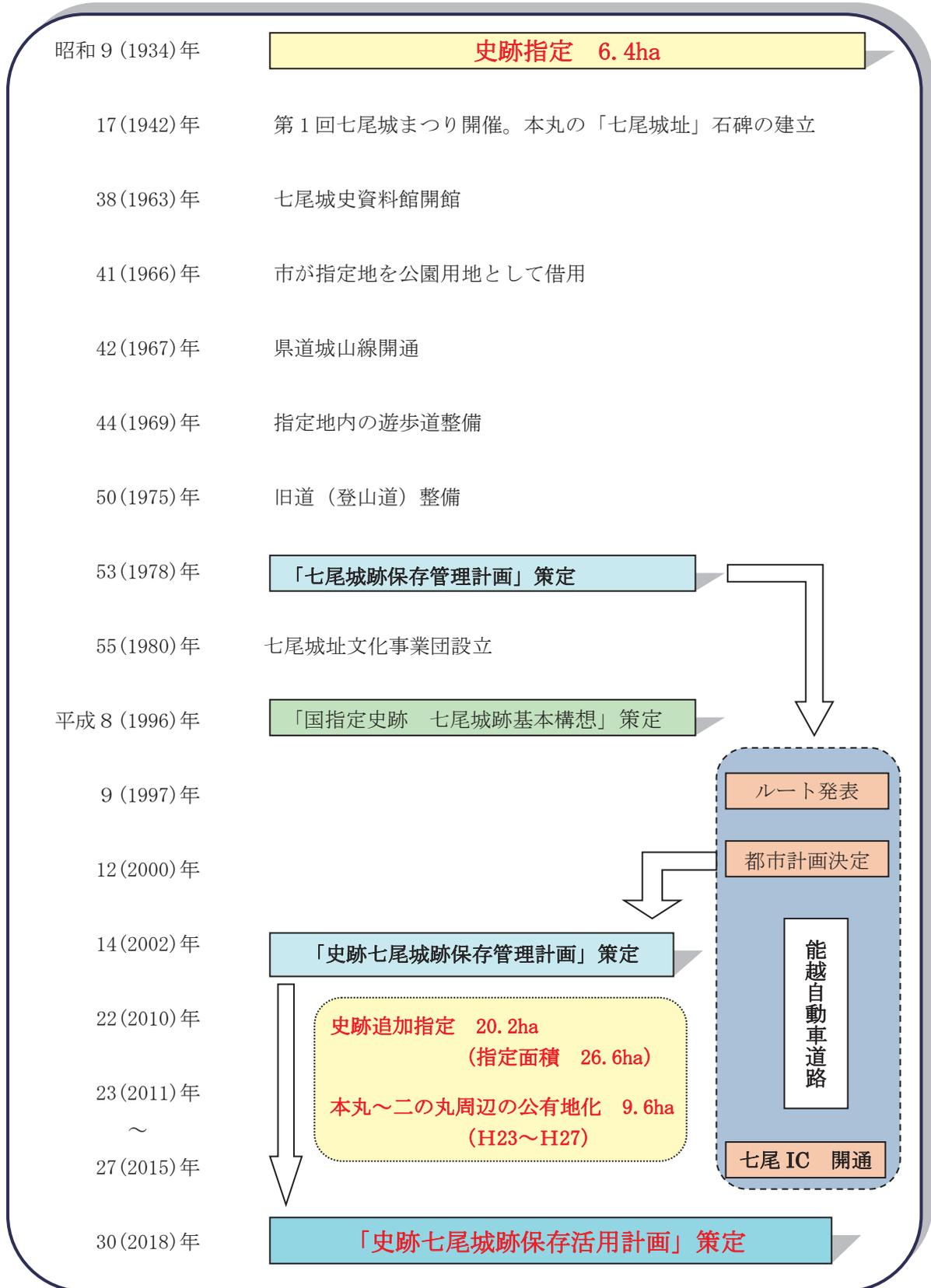


図 2 計画策定の沿革模式図

表1 七尾城跡に関する主な事業一覧表（史跡指定以降）

昭和	9年	(1934)	9月	文部省技官己巳巴人氏が、本丸から三の丸、長屋敷などの中心部の測量を行う。	
			12月28日	本丸を中心とした 63,674㎡（4筆）が、国の史跡となる。（管理者：鹿島郡矢田郷村）	
	14年	(1939)	7月	町村合併で、史跡管理者が矢田郷村から七尾市になる。	
	17年	(1942)	5月	城山を顕彰するため、能州文化振興会（のちに能州文化連盟と改称）を結成。	
			10月	本丸跡に「七尾城址」石碑（高さ5.4m、幅1.3m、重さ4t）と城山神社を建立。 能州文化振興会が、第1回七尾城まつり（10月21日～23日）を開催。	
	31年	(1956)	3月	七尾城址保存会が結成される。	
	32年	(1957)		石垣復旧工事（3か年）の事前調査として、指定地の測量を行い石垣の所在を明確にする（市）。 国庫補助事業で、調度丸西側石垣を修復する（市）。	
	33年	(1958)		国庫補助事業で、本丸北側（上・中・下段）、桜馬場北側（上・中・下段）の石垣の一部を修復する（市）。	
	34年	(1959)		国庫補助事業で、本丸登り口石垣、遊佐屋敷北側の石垣を修復する（市）。	
	38年	(1963)	6月	豪雨により昭和33年度に修復した本丸北側石垣（3段）が再び崩落する。	
			10月2日	七尾城史資料館が開館する（畠山一清氏寄附）。	
	41年	(1966)	9月	七尾市が史跡指定地を公園用地として、利用するため土地所有者から無償で借用する。	
			11月	国庫補助事業で、昭和38年に再度崩落した本丸北側石垣（下段）を修復する（切り石・モルタルとする）（市）。	
	42年	(1967)	12月	国庫補助事業で、昭和38年に再度崩落した本丸北側石垣（中・上段）を修復する（切り石・モルタルとする）（市）。 大吞地区開拓計画（昭和36年10月22日起工式）に伴い、古屋敷町から城山へ通じる開拓道路（現在の一般県道城山線）が完成する。	
	43年	(1968)	3月	調度丸から樋の水までの遊歩道142mを改修（一部で石段・側溝の設置）する（市）。 長屋敷の北側の曲輪を削平して、本丸北側駐車場（1,129㎡）を造成する（市）。	
			5月	本丸を中心とした8.6haが能登半島国定公園（第1種特別地域）に指定される。	
			11月	赤坂口（登り口・蔵屋敷の分岐）から樋の水までの旧道1,100mを改修（路面整正・拡張）する（市）。	
	45年	(1970)	5月	中心部の遊歩道を整備（路面整正・階段設置、延長370m：安寧寺～三の丸、三の丸～温井屋敷）する（市）。	
	48年	(1973)		県費補助事業で、木落川上流での砂防堰堤（4号）建設に伴い、遺構調査を行う（市）。	
			10月	本丸の東側800mの百間馬場付近の標高380mの尾根に城山展望台とそれに伴う駐車場などを整備する（市）。	
	50年	(1975)	10月	国庫補助事業で、豪雨（昭和47年・49年）により崩落した樋の水付近67mを修復（水路・擁壁）する（市）。	
	53年	(1978)	3月	航空測量による遺構平面図作成及び、地籍調査を行う（市）。	
	54年	(1979)	3月	『七尾城跡保存管理計画』を策定する（市）。	
	55年	(1980)	2月12日	畠山清二氏寄付金を基金として、「七尾城址文化事業団」を設立する。	
	56年	(1981)	11月	国庫補助事業で、二の丸～三の丸～袴腰までの遊歩道440mを改修する（市）。	
	平成	元年	(1989)	3月	「七尾城山を愛する会」が結成される。
				12月	国庫補助事業で、崩落した桜馬場北側石垣（下段：A0404）を修復する（市）。
		3年	(1991)	9～11月	城下北辺のシッケ地区の発掘調査で、はじめて城下の町並みの遺構と遺物を発見する（市）。
		5年	(1993)	10月	整備に向けた七尾城跡調査整備委員会を組織し、協議を開始する（市）。
		7年	(1995)	3月	七尾城跡の地籍調査を行い、地籍合成図を作成する（市）。
			9月	国庫補助事業で、城下の範囲確認調査を開始する（H7～H10 4か年）（市）。	
8年		(1996)	3月	『国指定史跡 七尾城跡整備基本構想』を策定する（市）。	
9年		(1997)	9月	能越自動車道（七尾水見道路）七尾区間のルートが発表される。	
12年		(2000)	2月15日	「七尾城跡保存管理計画策定委員会」を組織し、協議を開始する（H11～H13 3か年）（市）。	
			2月22日	能越自動車道（七尾水見道路）七尾区間（城山地区）が都市計画決定される。	
			3月	能越道を含めた城山地区6.8km ² の空中写真測量図を作成する（市）。	
13年		(2001)	3月	小丸山城（小丸山城址公園）の空中写真測量図を作成する（市）。	
14年		(2002)	3月	『史跡七尾城跡保存管理計画』を策定する（市）。	
17年		(2005)	～	能越自動車道建設に伴う七尾城下の発掘調査を石川県埋蔵文化財センターが開始する（県）。 （第1次～9次調査、H17～25年度）	
19年		(2007)	3月25日	能登半島地震により、桜馬場最下段石垣（A0405）、本丸登り口石垣（A0104）が崩落する。	
			7～10月	能越自動車道仮設道路建設に伴う城下の発掘調査を市が実施し、シッケ地区の掘がりを確認する（市）。	
			10月16日	豪雨により、七尾城跡中心部の斜面や遊歩道20箇所が崩落する。	
			31日	平成9年に着工した七尾城跡と石動山をつなぐ「林道城石線」が開通する（延長10,680m）。	
19年		(2007)	～	国庫補助事業で、能登半島地震により崩落した石垣A0405、A0104および、豪雨により崩落した斜面や遊歩道等11箇所を修復する（市）。なお、石垣A0405の修復に伴い実施した発掘調査は、山城ではじめて実施したもので、石垣の変遷を伺う成果が得られた（H19～H20 2か年）。	
20年		(2008)		能越自動車道建設（橋脚・側道部分）に伴う発掘調査を石川県埋蔵文化財センターが開始する（県）。	
22年		(2010)	4月	石垣調査を開始する（市）（H22～26 5か年）。	
23年		(2011)	2月7日	山城中心部の34筆、202,495㎡が国の史跡に追加指定される（指定地面積が266,169㎡となる）。	
24年		(2012)	2月10日	国庫補助事業で、二の丸周辺13,501.60㎡をはじめて公有化する（市）。	
25年		(2013)	2月28日	国庫補助事業で、二の丸西側の稗子畑29,501.69㎡を公有化する（市）。	
26年		(2014)	7月10日	国庫補助事業で、寺屋敷周辺35,841.77㎡を公有化する（市）。	
			10月5日	史跡指定80年記念事業（城あるき。城ばなし。講師：春風亭昇太郎、千田嘉博奈良大学学長）を実施する。 あわせて、国庫補助事業で作成した七尾城跡CGを初公開する（市）。	
27年		(2015)	2月28日	能越自動車道（七尾水見道路）が全線開通する。	
		7月31日	国庫補助事業で、七尾城跡航空レーザ測量事業を開始する（市）（H27～H29 3か年）。		
		10月2日	国庫補助事業で、本丸周辺17,086.80㎡を公有化する（市）。本丸から二の丸までの公有化を完了する。		
28年	(2016)	2月19日	史跡七尾城跡保存活用計画策定委員会を組織する（市）。		
30年	(2018)	3月31日	「史跡七尾城跡保存活用計画」を策定する。		

第2項 計画策定の目的

本計画は、地域住民・行政・専門家・諸団体等の関係者が、史跡七尾城跡が有する本質的価値を次世代へ確実に保存継承させ、地域への誇りと愛着を醸成する拠点として活用するための諸要件を整理検討しながら、その実現を目指した基本的な方針を定めることを目的とする。

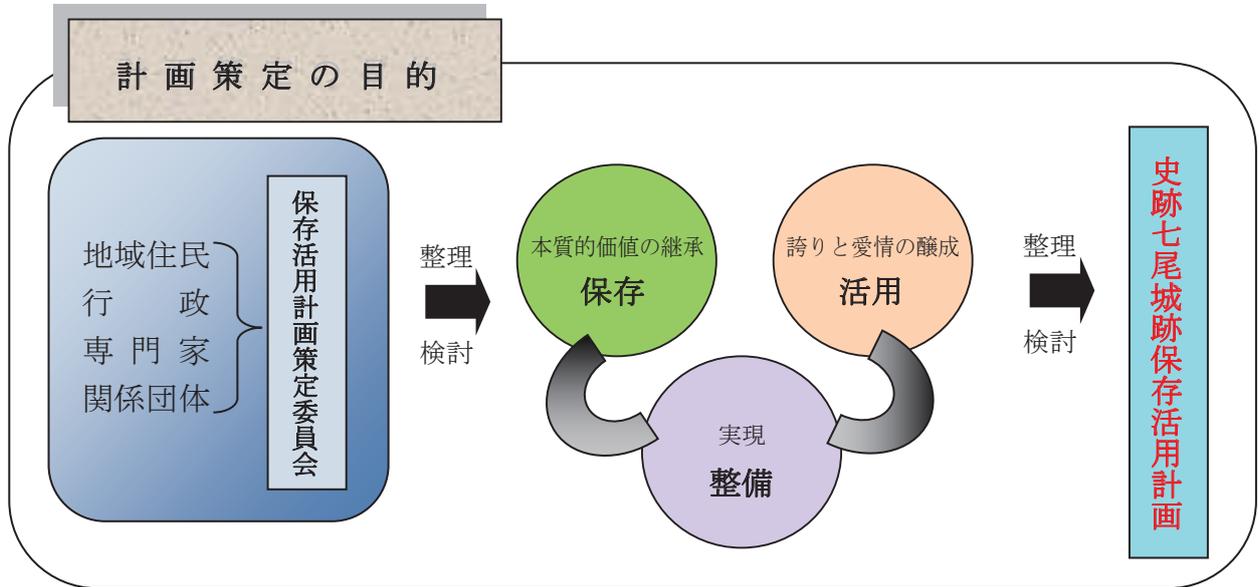


図3 計画策定の目的概念図

第2節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、昭和9年（1934）に史跡指定され、平成23年（2011）に追加指定された中心地26.6haを基本とするが、城下を含めた未指定地（追加指定候補地域）約252.6ha及び城域外（市内に限る）の自然・社会・歴史・民俗といった環境情報についても含める。



図4 計画の対象範囲概念図

第3節 委員会の設置と経過

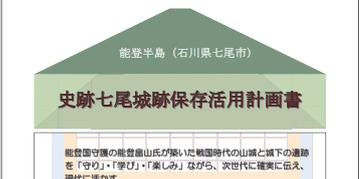
本計画は平成27年度から29年度までの3か年計画で実施し、今後の基本図とする航空レーザ測量図（S=1/500）を作成した。

策定にあたっては、学識経験者、関係団体、地元住民代表、行政関係者等による「史跡七尾城跡保存活用計画策定委員会」を設置してご意見をいただき、文化庁や石川県教育委員会文化財課、石川県金沢城調査研究所から指導助言を得た。

なお、策定までの経過については、表2に明示し、要綱及び委員は資料編を参照されたい。

表2 史跡七尾城跡保存活用計画策定委員会の経過一覧表

委員会等	開催日[場所]	主な報告・協議検討事項
第1回委員会	平成28年 2月19日（金） [七尾市役所]	<p>○委員長、副委員長の選任</p> <p>報告 ・ 保存活用計画策定事業について ・ 史跡指定(S9)後の経過について</p> <p>協議 ・ 航空レーザ測量図作成について ・ 計画の策定について ・ 今後の委員会の進め方について</p> 
個別指導 (塚林・国分委員)	平成28年3月11日 (金)[七尾市役所]	<p>協議 ・ 七尾城関連の伝説や小字名調査について ・ 植生、城道調査について</p>
個別指導 (塚林・国分委員)	平成28年10月20日 (金)[七尾市役所]	<p>協議 ・ 七尾城関連の伝説や小字名の資料作成について ・ 植生、城道調査の資料作成について</p>
第2回委員会	平成28年 11月29日（火） [七尾市役所]	<p>報告 ・ 平成28年度の取り組みについて ・ 航空レーザ測量図作成について</p> <p>協議 ・ 来訪者数、案内板等について ・ 保存活用計画書目次（内容）の検討 ・ 保存活用計画書原稿（案）の検討 ・ 今後の委員会の進め方について</p> 
個別指導（谷内尾・東四柳・北野委員）	平成28年11月29日 (火) 午前	<p>現地指導 ・ 能登歴史公園、七尾城跡 [七尾城跡周辺の道路状況や七尾城跡の現状確認]</p>
第1回地元説明会	平成29年2月22日 (水)[七尾サンライブラザ]	<p>地元説明会 ・ 策定状況の説明 ・ 意見交換 (アンケート実施)</p> 

<p>第3回委員会</p>	<p>平成29年 3月3日（金） [七尾市役所]</p>	<p>報告 ・ 航空レーザ測量図作成状況について</p> <p>協議 ・ 保存活用計画の内容について （第1～4章の検討） ・ 今後の委員会の進め方について</p>	
<p>第4回委員会</p>	<p>平成29年 12月1日（金） [七尾市役所]</p>	<p>報告 ・ 航空レーザ測量図の作成について</p> <p>協議 ・ 保存活用計画の内容について （第5～9章の検討） ・ 今後の委員会の進め方について</p>	
<p>公開フォーラム</p>	<p>平成29年12月 10日（日） [七尾中学校]</p>	<p>「七尾城跡航空レーザ測量図から探る 七尾城の実像」 講 師：谷内尾委員長、東四柳副委員長、 千田委員、国分委員 聴講者：170人 市内 163人 県内 5人 県外 2人 （アンケート実施）</p>	
<p>第5回委員会</p>	<p>平成30年 2月23日（金） [七尾市役所]</p>	<p>報告 ・ 公開フォーラムの実施報告</p> <p>協議 ・ 保存活用計画の最終確認 （全章の確認）</p>	
<p>個別指導（文化庁）</p>	<p>平成30年 2月28日（水） [文化庁記念物課]</p>	<p>報告 ・ 第5回委員会の報告</p> <p>協議 ・ 保存活用計画の最終確認</p>	
<p>「史跡七尾城跡 保存活用計画」 策定</p>	<p>平成30年 3月31日（土）</p>	<p>『史跡七尾城跡保存活用計画書』 刊行（138頁）</p>	 <p>2018.3 七尾市教育委員会</p>

第4節 上位計画と関連する個別計画

第1項 上位計画と関連計画

本計画（七尾城跡）と関連する主な個別計画との関係は、以下のとおりである（表3）。

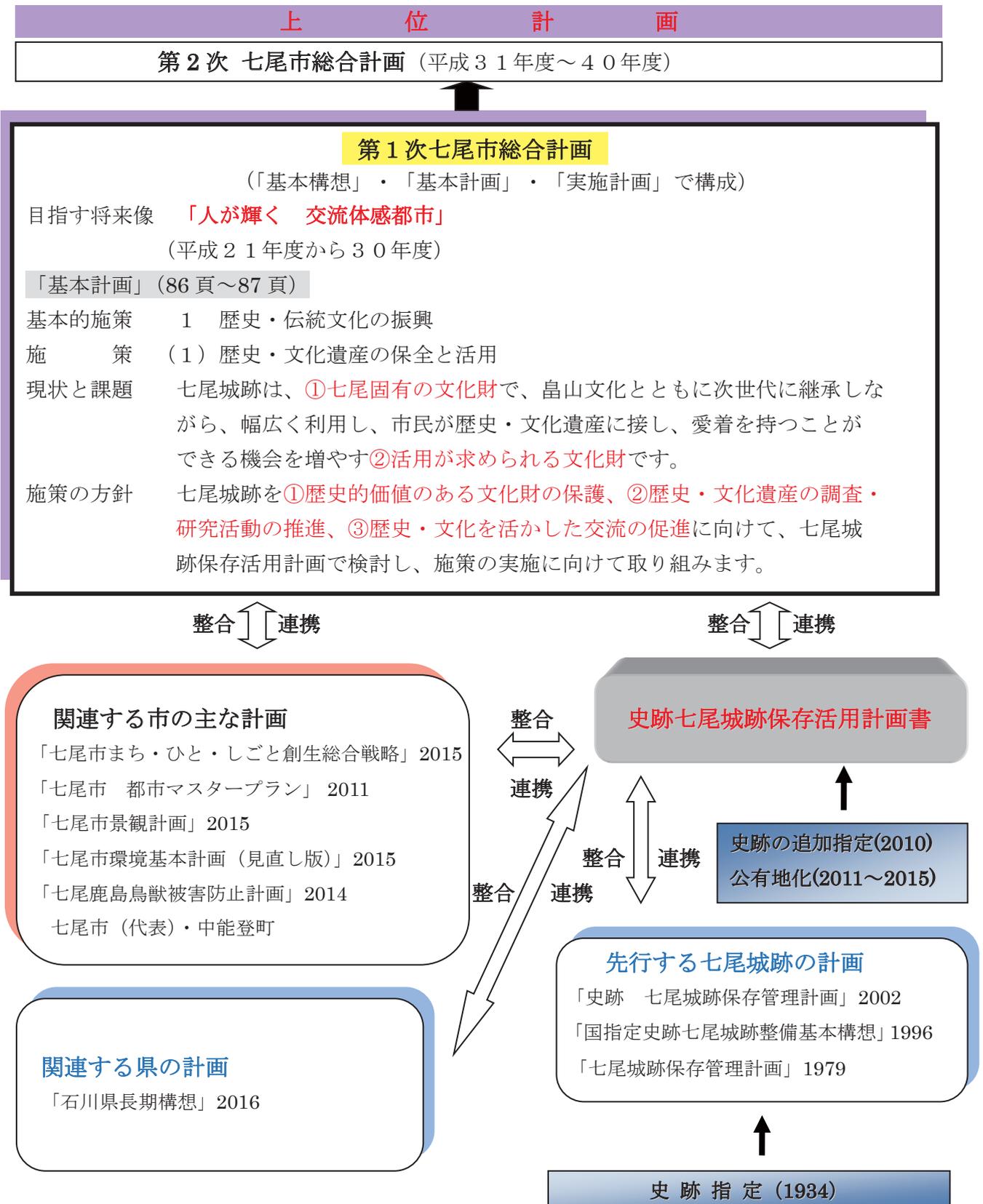


表3 他の計画との関係一覧表

	上位計画	関連する市の主な計画			関連する県の計画
計画名称	「第1次七尾市総合計画」	「七尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」	「七尾市都市マスタープラン」	「七尾市 景観計画」	「石川県長期構想」
指針	長期的な展望の下で、総合的かつ計画的にまちづくりを進める（2頁）。	「総合計画」の各取り組みについて、優先順位とその効果をにらみ、横断的かつ有機的に連携し、確実に目標達成する。	都市づくりの基本理念として「第1次七尾市総合計画」を踏襲し、七尾市の都市づくりの総合的な指針（将来都市像）を示す。	美しく魅力あふれる市民共有の財産の維持・継承を基本に新しい世代に受け継いでいく。	施策の重点化に十分に意を用いつつ、諸課題を踏まえた今後10年間の明確なビジョンを描き、これを実現するための施策を着実に展開していく。
将来像	「人が輝く 交流体感都市」	「魅力あふれる地方の創生」	地域の宝を市民が育む 「住み続けたい・訪れたいまち」	魅力ある景観の維持・継承を基本に、「市民が守り、育て、創る 七尾の景観づくり」	「輝く未来へ 幸せを実感できる ふるさとづくり」
計画の構成	「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」の3部門構成	「七尾市への新しい人の流れをつくる」ほかの4本柱	「全体構想」・「地域別構想」・「実現化方策」の3部構成	「基本目標」・「市域における景観づくりの方針」の2部構成	魅力を磨き 人・ものを惹きつける「いしかわ」ほかの3部構成
実施期間	平成21年度～平成30年度（10年間）	平成27年度～平成31年度（5年間）	平成40年度（目標年次）		平成28年度～平成37年度（10年間）
施策の体系	第1章 分野別計画 第4節 芸術・文化 86頁～87頁	Ⅲ. 七尾市への新しい人の流れをつくる			魅力を磨き 人・ものを惹きつける「いしかわ」ほか3部構成
基本的施策	1 歴史・伝統文化の振興	①地域資源を活かした交流の促進		2-2 市域における景観づくりの方針	個性と魅力にあふれる文化と学術の地域づくり
施策	(1) 歴史文化遺産の保全と活用	(中項目) 交流人口の拡大 (小項目) 国指定史跡等回遊ルートの整備 (文化財の普及・啓発)		(3) 七尾市の景観の礎となる “景観地域づくり”	個性と魅力にあふれる文化の創造と発展
現状と課題	七尾城跡は、①七尾固有の文化財のひとつであり、今後も「畠山文化」とともに次世代に継承していく必要がある。③文化財を幅広く利用し、市民が歴史・文化遺産に接し、愛着を持つことができる機会を増やすことが重要である。	七尾城跡など市内4カ所の国指定史跡を回遊するルートを整備し、広く普及することをにらみ、看板を設置する必要がある。	今後のまちづくりを進める上でもきわめて重要な「地域の宝」で、特性を活かしながら積極的にまちづくりに活用していく。 19頁（第2章 将来目標の設定 2 将来都市像）	城山や赤蔵山、別所岳の山並に囲まれ、生活との関わりが深い森林など豊かな緑が広がる景観が形成されている。	文化遺産の発掘・保存・活用
施策の方針	①歴史的価値のある文化財の保護に努め、 ②歴史・文化遺産の調査・研究活動を推進し、 ③歴史・文化を活かした交流の促進をはかる。 87頁	個性豊かな地域資源の活用と情報発信により七尾ブランドを育て、PR・拡大していく。 7頁（七尾市への新しい人の流れをつくる）	緑豊かなまちを印象づけるとともに、市民や訪れる人のリクリエーション活動、癒しや憩いの場として、能登歴史公園や七尾城跡などを位置づけ、交流資源としての活用を図る。 63～65頁（第3章 都市づくりの基本方針4. 都市環境形成の方針）	山地・里山景観を阻害する建築物・工作物の規制・誘導、市域を見渡せる眺望点の確保などによって、緑豊かな山地・里山の保全を進める。	有形・無形文化財や民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物などの歴史的文化遗产の発掘や、その適切な保存活用を進める。
策定期日	平成21年（2009）3月	平成27年（2015）10月	平成23年（2011）3月	平成27年（2015）10月	平成28年（2016）3月
担当部局	七尾市総務部企画財政課	七尾市総務部企画財政課	七尾市建設部都市建築課	七尾市建設部都市建築課	石川県企画振興部企画課
主な関係法令	「地方自治法」	「まち・ひと・しごと創生法」（第10条）	「都市計画法」（第18条の2）	「景観法」（8条）	

（平成30年3月現在）

第2項 関係法令等

史跡七尾城跡（七尾城跡）への規制等に係わる関係法令は、以下のとおりである。なお、協議先は、平成29年度現在のものである。

表4 関係法令、規則等一覧表

名称	関係法令名、規制等	協議先
史跡・埋蔵文化財包蔵地（図5）	<p>「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号） （文化財保護法については、資料編「文化財保護に係る関連法令」を参照）</p> <p>指定 □史跡指定（第109条） ・文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。</p> <p>史跡指定地 □現状変更等の制限（第125条） ・史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <p>未指定地 □調査のための発掘に関する届出、指示及び命令（第92条） □土木工事等のための発掘に関する届出及び指示（第93条） など周知の埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いを行う（第92条～99条）</p>	七尾市文化課
都市計画区域（図6）	<p>「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号）</p> <p>□開発行為の許可（第29条） □開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限（第43条） ・区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、許可を受けなければならない。</p>	七尾市都市建築課
景観計画区域（図6）	<p>「景観法」（平成16年6月18日法律第110号）</p> <p>□届出、通知（第16条） ・区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、景観行政団体の長に届出（通知）しなければならない。 1）建築物（工作物）の新築、増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 2）都市計画法に規定する開発行為、土地の形質の変更</p>	七尾市都市建築課

<p>止 告 物 の 表 示 等 を 禁 止 す る 区 間 及 び 区 域 (<u>図</u>6)</p>	<p>「屋外広告物法」(昭和24年6月3日法律第189号) <input type="checkbox"/> 広告物の表示等の制限(第4条) ・屋外広告物を表示しようとする者は、いしかわ景観総合条例の定めるところにより、あらかじめ、石川県知事の許可を受けなければならない。</p>	<p>石川県中能登土木 総合事務所 維持管理課</p>
<p>保 安 林 (<u>図</u>7)</p>	<p>「森林法」(昭和26年6月26日法律第249号) 水源涵養保安林 <input type="checkbox"/> 指定(第25条) ・農林水産大臣は、目的を達成するため必要な森林を保安林に指定することができる。 <input type="checkbox"/> 保安林における制限(第34条) ・都道府県知事の許可を受けなければ立木を伐採してはならない。 ・都道府県知事の許可を受けなければ立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土砂若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。 ・保安林においては、指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採をしようとする者は農林水産省令で定める手順に従い、都道府県知事に択伐の届出書を提出しなければならない。(第34条の2) ・保安林においては、指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木の伐採をしようとする者は農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ都道府県知事に間伐の届出書を提出しなければならない。(第34条の3) ・保安林の伐採を行った場合には、指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、伐採跡地について植栽をしなければならない。(第34条の4)</p>	<p>石川県中能登農林 総合事務所 森林保全課</p>

<p>農業振興地域 (図8)</p>	<p>「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年7月1日法律第58号)</p> <p>□指定(第6条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定する。 <p>□農用地区域内における開発行為の制限(第15条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、許可を受けなければならない。 	<p>七尾市農林水産課</p>
<p>国定公園区域 (図9)</p>	<p>「自然公園法」(昭和32年6月1日法律第161号)</p> <p>国定公園</p> <p>□指定(第5条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。 <p>□保護(第20条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物を新築し、改築し、又は増築することなどの行為には、都道府県知事の許可を受けなければならない。 	<p>七尾市観光交流課</p>
<p>土砂災害特別警戒区域 (図10)</p>	<p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」 (平成12年5月8日法律第57号)</p> <p>□届出、通知(第10条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別警戒区域内における住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為(特定開発行為)は、基準に従ったものに限って許可する。 ・特別警戒区域内における居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全基準を満たす必要がある。 	<p>石川県中能登土木総合事務所河川砂防課</p> <p>七尾市都市建築課</p>
<p>砂防指定地 (図11)</p>	<p>「砂防法」(明治30年3月30日法律第29号)</p> <p>□届出、通知(石川県砂防指定地管理条例 第3条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定地内では、土地の形質変更、木竹伐採、土石等の投棄、工作物の新築・増改築などの行為については、石川県砂防指定地管理条例に基づく許可が必要となる。 	<p>石川県中能登土木総合事務所維持管理課</p>

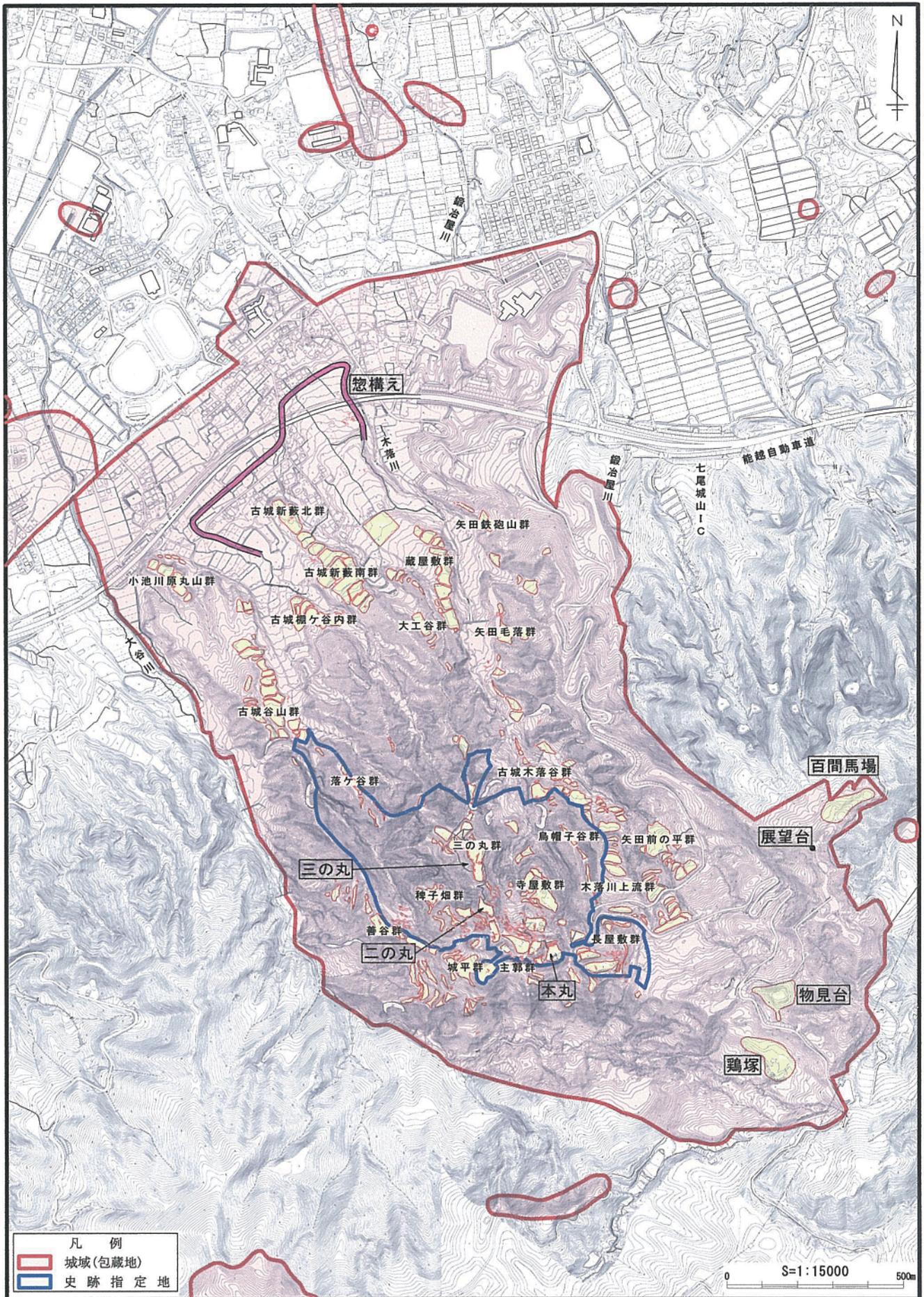


図5 周知埋蔵文化財包蔵地図

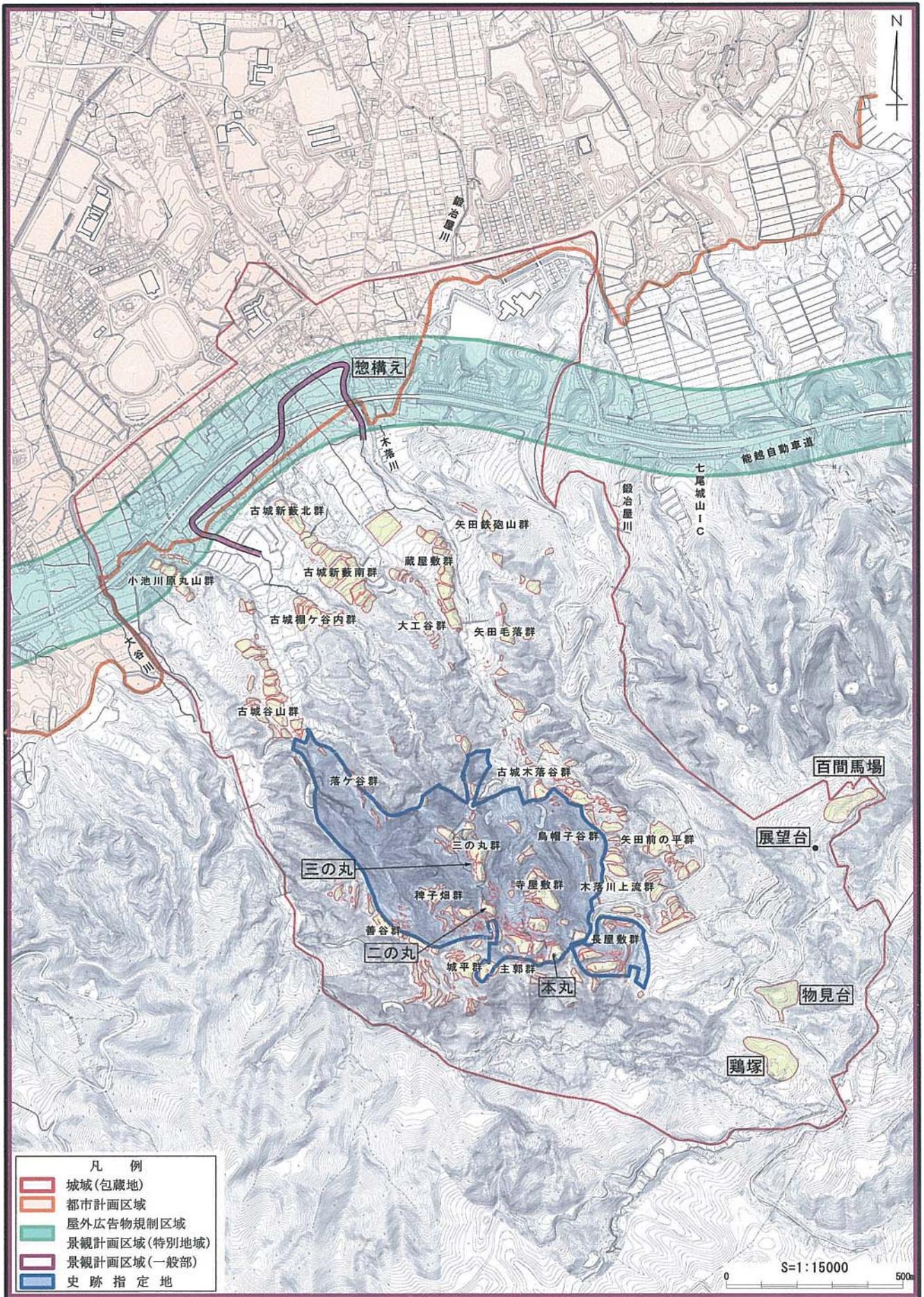


図6 都市計画区域・屋外広告物規制区域・景観計画区域(特別地域)・景観計画区域(一般部)

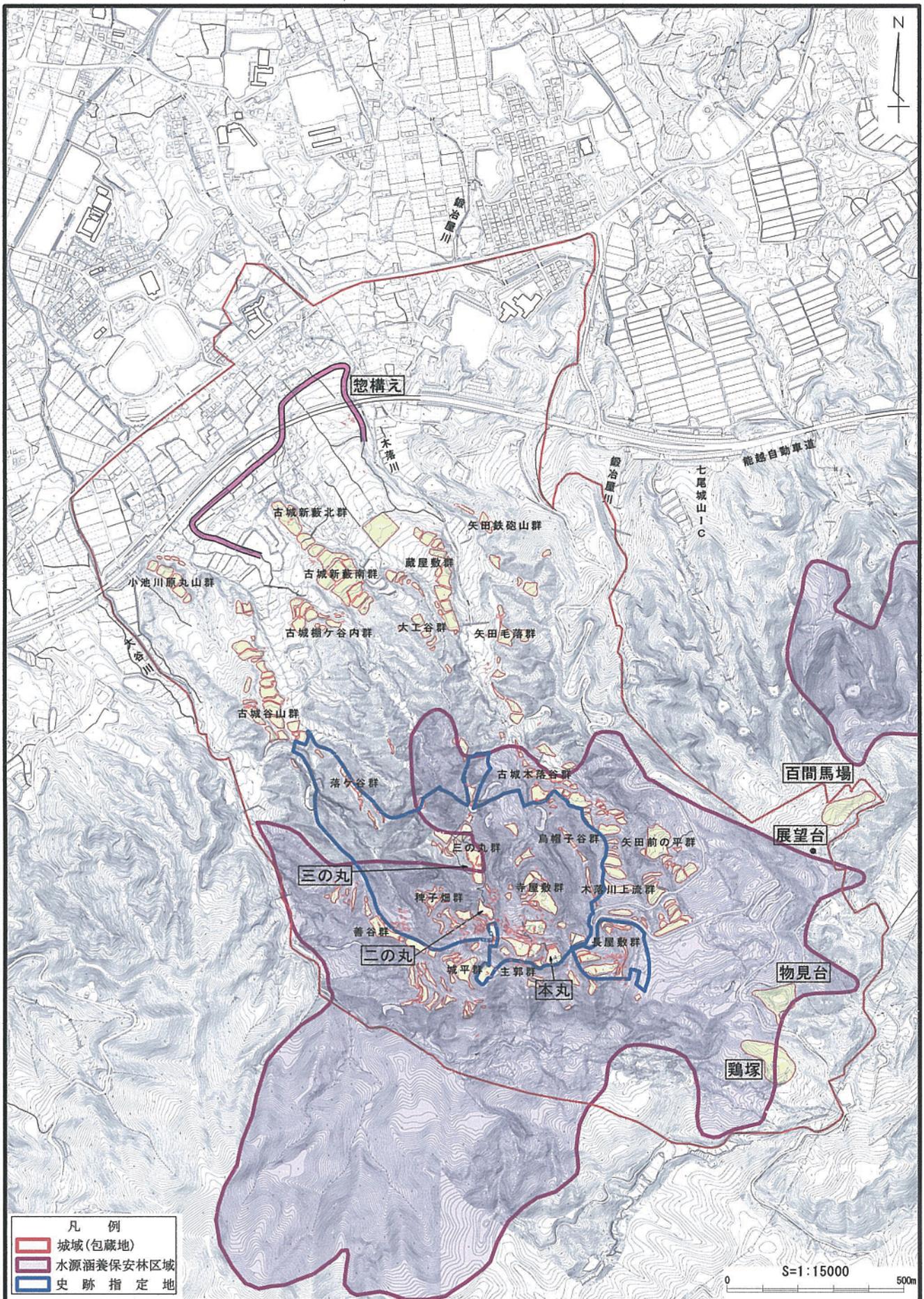


図7 水源涵養保安林図